

■ 交付要綱8（４）に掲げる事業（障害児施設等）

（１施設あたり）

事業（施設）の種類				交付基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員	20人 以下	都市部	88,679
				標準	84,457
		21人 ～ 40人	都市部	178,095	
			標準	169,615	
		41人 ～ 60人	都市部	296,919	
			標準	282,780	
		61人 ～ 80人	都市部	417,855	
			標準	397,958	
		81人 ～ 100人	都市部	537,689	
			標準	512,085	
		101人 ～ 120人	都市部	657,339	
			標準	626,038	
		121人以上	都市部	777,081	
			標準	740,078	
	訓練事業等整備加算			都市部	37,585
				標準	35,796
	大規模訓練設備等整備加算			都市部	123,784
				標準	117,890
	短期入所整備加算			都市部	10,199
				標準	9,714
	発達障害者支援センター整備加算			都市部	11,854
				標準	11,290
	障害児相談支援整備加算			都市部	8,472
				標準	8,069
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算			都市部	5,641	
			標準	5,373	
小規模グループケア整備加算			都市部	18,195	
			標準	17,329	
避難スペース整備加算			都市部	32,714	
			標準	31,157	
児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員	20人 以下	都市部	48,796
				標準	46,473
		21人 ～ 40人	都市部	98,238	
			標準	93,560	
		41人 ～ 60人	都市部	164,036	
			標準	156,225	
		61人 ～ 80人	都市部	230,477	
			標準	219,502	
		81人 ～ 100人	都市部	296,919	
			標準	282,780	
		101人 ～ 120人	都市部	362,533	
			標準	345,270	
		121人以上	都市部	429,159	
			標準	408,723	

	訓練事業等整備加算	都市部	37,585
		標準	35,796
	大規模訓練設備等整備加算	都市部	123,784
		標準	117,890
	短期入所整備加算	都市部	10,200
		標準	9,714
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	11,854
		標準	11,290
	障害児相談支援整備加算	都市部	8,472
		標準	8,069
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	5,641
		標準	5,373
	避難スペース整備加算	都市部	32,714
		標準	31,157
	増築整備（既存施設の現在定員の増員）	都市部	24,444
		標準	23,280
	障害児相談支援（各事業のみの整備の場合）	都市部	8,472
		標準	8,069
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（各事業のみの整備の場合）	都市部	5,641
		標準	5,373
	避難スペース整備（避難スペースのみの整備の場合）	都市部	32,714
		標準	31,157

- （注） 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」（成事第432号令和5年8月22日）により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

■ 交付基礎点数表（地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））

事業（施設）の種類				(1施設あたり)	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設		本体		交付基礎点数	
		利用定員 20人 以下	都市部	118,216	
			標準	112,587	
		21人 ～ 40人	都市部	237,535	
			標準	226,224	
		41人 ～ 60人	都市部	395,892	
			標準	377,040	
		61人 ～ 80人	都市部	557,116	
			標準	530,587	
		81人 ～100人	都市部	716,907	
			標準	682,769	
		101人 ～ 120人	都市部	876,477	
			標準	834,740	
		121人 以上	都市部	1,036,047	
			標準	986,712	
		訓練事業等整備加算	都市部	50,175	
			標準	47,786	
		大規模訓練設備等整備加算	都市部	165,083	
			標準	157,222	
		短期入所整備加算	都市部	13,674	
			標準	13,023	
		発達障害者支援センター整備加算	都市部	15,879	
			標準	15,123	
		障害児相談支援整備加算	都市部	11,247	
			標準	10,712	
		居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	7,520	
			標準	7,162	
		小規模グループケア整備加算	都市部	24,260	
			標準	23,105	
		避難スペース整備加算	都市部	43,558	
			標準	41,484	

(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」
 （こ成事第432号令和5年8月22日）により、都市部特例割増加算後の単価であること。
 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を
 基準額とする。
 4 木造施設の改築として行う場合に限る。

■ 交付基礎点数表（津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））

（1施設あたり）

事業（施設）の種類				交付基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	236,450	
			標準	225,191	
		41人 ～ 60人	都市部	393,870	
			標準	375,115	
		61人 ～ 80人	都市部	554,138	
			標準	527,751	
		81人 ～ 100人	都市部	712,937	
			標準	678,988	
	訓練事業等整備加算	101人 ～ 120人	都市部	871,918	
			標準	830,399	
		121人 以上	都市部	1,030,534	
			標準	981,461	
		訓練事業等整備加算	都市部	49,807	
			標準	47,436	
		短期入所整備加算	都市部	11,303	
			標準	10,765	
		発達障害者支援センター整備加算	都市部	15,621	
			標準	14,878	
児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 40人以下	都市部	130,952	
			標準	124,717	
		41人 ～ 60人	都市部	218,071	
			標準	207,687	
		61人 ～ 80人	都市部	306,476	
			標準	291,882	
		81人 ～ 100人	都市部	395,064	
			標準	376,252	
	訓練事業等整備加算	101人 ～ 120人	都市部	482,366	
			標準	459,397	
		121人以上	都市部	570,772	
			標準	543,593	
		訓練事業等整備加算	都市部	49,715	
			標準	47,348	
		短期入所整備加算	都市部	13,600	
			標準	12,953	
		発達障害者支援センター整備加算	都市部	15,621	
			標準	14,878	

（注） 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」

（こ成事第432号令和5年8月22日）により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設設置整備工事費の合計額を基準額とする。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

■公害防止対策事業として行う場合（障害児施設等）

				(1施設あたり)		
事業（施設）の種類				交付基礎点数		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	97,516		
			標準	92,873		
		21人 ～ 40人	都市部	195,981		
			標準	186,649		
		41人 ～ 60人	都市部	326,667		
			標準	311,112		
		61人 ～ 80人	都市部	459,629		
			標準	437,742		
		81人 ～ 100人	都市部	591,452		
			標準	563,288		
		101人 ～ 120人	都市部	723,085		
			標準	688,653		
		121人 以上	都市部	854,814		
			標準	814,109		
	訓練事業等整備加算			都市部	41,318	
				標準	39,351	
	大規模訓練設備等整備加算			都市部	136,181	
				標準	129,697	
	短期入所整備加算			都市部	11,277	
				標準	10,740	
	発達障害者支援センター整備加算			都市部	13,077	
				標準	12,455	
	障害児相談支援整備加算			都市部	9,325	
				標準	8,881	
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算			都市部	6,206		
			標準	5,911		
小規模グループケア整備加算			都市部	19,996		
			標準	19,044		
避難スペース整備加算			都市部	36,011		
			標準	34,297		

児童発達支援センター	本体	利用定員　２０人　以下	都市部	53,638
			標準	51,084
		２１人　～　４０人	都市部	108,035
			標準	102,891
		４１人　～　６０人	都市部	180,439
			標準	171,847
		６１人　～　８０人	都市部	253,506
			標準	241,435
		８１人　～１００人	都市部	326,667
			標準	311,112
		１０１人　～１２０人	都市部	398,786
			標準	379,797
		１２１人　以上	都市部	472,043
			標準	449,565
	訓練事業等整備加算	都市部	41,318	
		標準	39,351	
	大規模訓練設備等整備加算	都市部	136,181	
		標準	129,697	
	短期入所整備加算	都市部	11,277	
		標準	10,740	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	13,077	
		標準	12,455	
	障害児相談支援整備加算	都市部	9,325	
		標準	8,881	
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,206	
		標準	5,911	
	避難スペース整備加算	都市部	36,011	
		標準	34,297	

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。